

桑名市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月26日

桑名市消防長 井上智博

桑名市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

桑名市消防職員服務規程（平成16年桑名市訓令第73号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（事故等の報告）

第14条 職員は、職務の内外にかかわらず発生した事故等が職務に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、速やかにその事実を所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、速やかにその状況を事故等報告書（様式第1号）により消防長に報告しなければならない。

第16条第1項中「職員は、」を削り、「出張命令簿により」の次に「これを命じ、出張を命ぜられた者は、原則」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町及び三重北消防指令センターへの出張で旅費を要しないものについては、口頭によりこれを命ずることができる。

第24条の見出し中「セクシュアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同条中「性的な」を削る。

第26条を次のように改める。

（出勤簿）

第26条 職員は、定刻までに出勤し自ら出勤簿に押印しなければならない。ただし、出退勤管理システム（電子計算機を利用して出退勤の管理及び記録並びに休暇の申請等を行うシステムをいう。以下同じ。）を使用して出勤簿に係る事務を処理することとされている職員にあっては、登庁したとき及び退庁するときに、自らその時刻を出退勤管理システムに打刻しなければならない。

第33条第1項中「、営利企業等従事許可申請書（様式第4号）に」及び「提出し、」を削る。

第38条中「おくこと」を「おこななければならない」に、「概ね」を「おおむね」に、「様式第5号」を「様式第4号」に、「届けること。また」を「届けなければならない」に、「報告すること」を「報告するものとする」に改める。

様式第1号中「事故」の次に「等」を加える。

様式第4号を削り、様式第5号を様式第4号とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。